

## ブルキナファソ：人権活動家が釈放される



昨年12月に拘束されていた人権活動家で「免罪と地域社会の汚名に反対する連合」の事務局長、ダウダ・ディアロさんが3月7日、釈放されました。ディアロさんは、首都ワガドゥグの旅券事務所で治安部隊に拘束され、その後、拘留が続いていました。多くの人たちによる訴えもあり、釈放されました。呼びかけに賛同してくれたすべてのの方々に感謝します。昨年11月初旬、ディアロさんは国の安全保障活動に参加させる名目で徴兵されました。他の市民活動家やメディア関係者も拘束されていました。しかし、徴兵通知を受け取っていなかったディアロさんは、徴兵の法的根拠に異議を唱え、不服従を表明していました。

翌月12月1日、ディアロさんは旅券事務所を訪れた際に治安当局に拘束され、その3日後、ディアロさんの軍服姿の写真がソーシャルメディアに投稿されました。今年2月には、徴兵された他の人たちと共に軍事訓練に参加している写真や動画がSNSに投稿されました。3カ月あまりの徴兵期間中、当局は徴兵に抗議するディアロさんについて、その拘束場所や拘束状況に関する情報を一切明らかにしませんでした。

一方、行政裁判所は昨年12月6日、徴兵命令が違法であると判断し、拘束の一時停止を命じるとともに、軍に対しては、これまでの徴兵命令を直ちに取り消すよう命じました。しかし、当局はディアロさんを引き続き拘束し、人権擁護者や市民団体を弾圧する手段として徴兵を利用しています。

3月7日、徴兵の名目での拘束を批判する声が上がリ、ディアロさんは釈放され、自宅に戻ることができました。釈放後、ディアロさんはアムネスティに次のようなコメントを出しました。

「私の釈放を訴えてくれたすべての人たちに感謝したい。みなさんの訴えは、私の試練と孤独に注目を集め、私が一人ではないことを思い起こさせてくれた。私は皆さんとともにすべての人の正義・平等・尊厳の原則を守るため、団結を続ける。拘束から3カ月が経ち、家族のもとに帰り、同志、同僚と再会する機会ができた」と話していました。

## ジンバブエ：デモに参加した学生6人への起訴取り下げ



4月5日、ジンバブエ当局は、ジンバブエ大学の学生6人に対する「悪意ある器物損壊」の容疑を取り下げました。ベンジャミン・ワタツァさん、エマニュエル・シティマさん、コンフォート・ムポフさん、ライオネル・マダモン

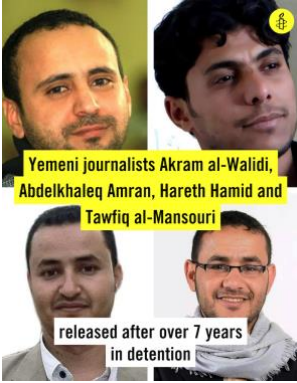
べさん、ダーリントン・チグウェナ、ガムチライ・チャブルムンダさんの6人は昨年5月15日、首都ハラレ市内での抗議活動に参加して拘束され、その後起訴されました。しかし、当局は今年4月5日、6人に対する政治的動機による告発を取り下げました。

6人は抗議活動中、野党指導者への弾圧の停止と「変革のための市民連合党」のジョブ・シカラ国会議員の釈放を求めています。この抗議活動中に彼らが訴えていた文言が政府関係の建物にスプレーで描かれたため、抗議活動をした翌日の5月16日、6人は「悪意ある器物損壊」の罪で起訴されました。

学生たちは逮捕後、ハラレの刑務所に拘留されていました。チャブルムンダさんは2023年7月4日に、残る5人のうちの4人は7月17日に、チグウェナさんは公判前拘留62日後の7月24日に大学の試験を受けられるようにという大学の意向を受け、保釈が認められました。当初、当局は保釈すれば6人が「国家にさらなる問題を引き起こす可能性がある」と主張していましたが、大学側は、病気や死別、その他特別な理由がある場合に限り「特別試験」の受験を認めるよう申し立てていました。

今回の緊急行動(UA)は、地元の特に学生運動に参加してきた人たちからの呼びかけに加え、ジンバブ国内だけでなく、世界的に6人の釈放を求める声が大きくなったことで生まれた成果だと言えます。この緊急行動に賛同して下さった皆さんに深く感謝します。

## イエメン：ジャーナリスト 4人 やっと自由に



4月16日、実効支配するフーティ派とイエメン政府との間の囚人交換の一環として、フーティ派から死刑判決を受けていた4人のイエメン人ジャーナリストが釈放されました。

4人は、アクラム・アル＝ワリディさん、アブデルハレク・アムランさん、ハレス・ハミドさん、タウフィク・アル＝マンズリさん。9年前の2015年6月9日、首都サヌアにあるカスル・アル・アフラム・ホテルにいた4人は、ホテルを襲撃してきたフーティ派勢力に拘束されました。

4人は2018年12月まで3年以上も起訴されることなく拘禁された上、「サウジアラビアのためのスパイ行為」や「イエメン共和国に対する敵国サウジアラビアとその同盟国を支持する噂の流布」、フェイクニュースの発信などの罪で起訴されました。

2020年4月11日、サヌアの特別刑事裁判所は、4人に死刑判決を言い渡しました。弁護人の出廷が許可されず、弁護人や家族が判決内容を知ることができないという著しく不公正な裁判の末の判決です。4人の弁護人は判決を不服として控訴しましたが、刑事専門控訴部は控訴審を少なくとも10回も延期していました。

9年間にわたる勾留中には、ジャーナリストらは、強制失踪、断続的な隔離拘禁、恣意的拘禁、医療ケアの拒否、独房監禁、虐待や拷問など、数々の人権侵害を受けていました。また、2022年には4人の1人、マンズリさんが大病を患ったにもかかわらず治療を受けることができない非人道的状況に置かれたこともありました。

しかし4月16日、4人の運命が突然好転する事態になりました。フーティ派とイエメン政府との間で拘束されている人たちの交換交渉が成立し、4人はようやく開放されました。

## アフガニスタン：女性抗議者 4人が釈放される



2023年9月から11月にかけて、女性人権擁護者のマニシャ・セディキさん(写真)、パリサ・アザダさん、ネダ・パルワニさん、ゾリア・パルシさんはタリバンに容疑もなく逮捕・拘束されました。4人は勾留中、弁護士や家族との面会を認められず、虐待的な扱いを受けていました

が、幸にして、昨年12月から今年4月にかけて釈放され、家族と水入らずの生活に戻ることができました。

アムネスティは2023年11月から4人の女性人権擁護者の釈放を求めるさまざまな活動をしてきました。タリバンの情報総局に個人やグループで釈放を求める手紙を送り、また、ソーシャルメディアなどで4人の釈放を求める緊急行動(UA)への参加を呼びかけていました。その目的は、タリバンによる違法な逮捕、4人への適正手続の不在、多数の女性が受けている自由への権利の継続的侵害などを明らかにし、タリバン当局に事態の是正に向けた行動を取らせることでした。

一方、アフガニスタン国外にいる4人の家族は、拘束期間中に4人が収容されている刑務所に関する最新情報を定期的にアムネスティに提供し、4人の釈放に向けた活動の継続を訴えていました。「アムネスティの支援活動によるタリバンへの圧力がなければ、4人の釈放は実現しなかっただろう」ということでした。

4人の活動に参加した皆さんに心より感謝します。ありがとうございました。

### UA ニュース

発行:アムネスティ・インターナショナル日本  
〒101-0052 東京都千代田区神田小川町2-12-14 晴花ビル7F  
TEL:03-3518-6777 FAX:03-3518-6778  
E-mail: uaoffice@amnesty.or.jp  
UA年会費 3000円  
郵便振替 00120-9-133251  
加入者名 公益社団法人アムネスティ・インターナショナル日本